

イベントごみの 分別に取り組みましょう

地域の商店街や企業・行政が主催するイベントや学校祭などは、様々なPRに役立つとともに、まちに活気や明るさをもたらす楽しいものでもあります。

しかし、多くの人が集まるイベントでは、たった数日で多量のごみが出されています。また、電気や化石燃料の消費、排水の問題など短い期間で環境に大きな負荷を与えてしまいます。

環境への負荷ができるだけ少ないイベントを行うために、まずはできるところから、ごみの減量・分別に取り組んでみましょう。

イベントごみの分別と処理

一般廃棄物

燃やせるごみ



生ごみ、紙コップ、タバコの吸い殻、爪楊枝、割り箸、紙皿、コーティングしてある包み紙など

旭川清掃事業協同組合(36-8003)に依頼。又は、近文清掃工場(53-8989)に自己搬入
処分手数料83円/10kg

※生ごみの直接搬入はできませんので、収集運搬許可業者に依頼してください。

燃やせないごみ



ホタテや牡蠣などの貝殻類

旭川清掃事業協同組合(36-8003)に依頼。又は、旭川市廃棄物処分場(59-4646)に自己搬入
処分手数料156円/10kg

古紙



チラシ、パンフレット、紙パック、コーティングしていない包装紙、段ボールなど

旭川清掃事業協同組合(36-8003)に依頼。又は、古紙回収業者(2ページ参照)に自己搬入

※汚れなどで資源化できない場合は燃やせるごみとして処理してください。

産業廃棄物

空き缶・金属類



飲料用アルミ缶・スチール缶、食用油などの一斗缶(中身が空のもの)その他資源化可能な金属類

金属回収業者(2ページ参照)に自己搬入 又は、産業廃棄物収集運搬・処分許可業者に処理を依頼してください。

詳しくは環境指導課(25-6369)までお問い合わせください。

ガラスくず



空きびん
ガラスくず

産業廃棄物収集運搬・処分許可業者に

処理を依頼してください。詳しくは環境指導課(25-6369)までお問い合わせください。

ペットボトル



廃プラスチック類



ペットボトル、食品トレー、カップ類、プラスチック製のスプーン、フォーク、ストローなど

一般廃棄物収集運搬許可業者一覧

許可業者名	所在地	電話番号
(株)旭川一般廃棄物処理社	永山2条3丁目2-18	47-5310
(有)氏家清掃	東旭川北3条5丁目5-5	36-1871
(株)旭川浄化	神居町上雨紛193-1	62-4758
旭星クリーン(株)	住吉4条2丁目8-13	53-7171
旭東清掃(株)	新星町1丁目1-9	25-6145
(有)鈴木清掃	永山北2条10丁目2-22	40-1101
丸忠北都清掃(株)	東鷹栖5線10号2844-21	57-0307
(有)村上クリーンサービス	神居町共栄493番地-1	69-2945
安田清掃(有)	工業団地5条3丁目3-3	36-5578

古紙直接搬入の受入先

業者名	所在地	電話番号
(株)丸升増田本店 旭川支店	東8条5丁目	24-2723
(株)北海紙業	流通団地2条5丁目	48-5011
(株)もっかいトラスト旭川営業所	曙1条8丁目	22-8271
(株)長勢紙業	豊岡7条5丁目	32-4298
旭川協栄紙業(株)	曙1条8丁目	74-5666

回収できる古紙の種類や条件等が業者ごとに異なる場合がありますので、必ず事前に確認してください。

※古紙は条件を満たせば古紙回収業者による回収を行っています。

金属回収業者一覧

業者名	所在地	電話番号
(株)荒井	東鷹栖1線11号	57-2329
石部金属(株)	東鷹栖東1条1丁目	57-2911
(株)酒井金属	永山北3条7丁目2-13	48-5342
(株)佐藤邦雄商店	東旭川町桜岡	32-2583
(株)サンシン旭川スクラップセンター	永山北1条11丁目	48-0036
(株)十商カミイ	神居町共栄401番地-1	62-5800
(有)西野商店	2条通16丁目	23-3345
(株)藤兼商店	永山北1条10丁目1-6	48-0326
(株)丸金金田商店	東鷹栖東2条2丁目	57-3355
(株)原田慶夫商店	宮下通16丁目	23-6627

空き缶は、持込まれたものに限って受入れを行っています。

業者によって受入れの条件等は異なりますので、事前にお問い合わせください。

(産業廃棄物の処理に関する問合せ)

産業廃棄物は市の施設に搬入できません。

産業廃棄物の許可を有する業者に委託し、適正に処理してください。

【問合せ先】 旭川市 環境部 環境指導課 廃棄物指導係 25-6369

その他分別すればリサイクルできるもの

●廃食用油

※産業廃棄物（廃油）としてリサイクルできる業者があります。
詳細は廃棄物指導係（２５－６３６９）までお問い合わせください。

●イベントごみ集積場器材を貸出します

旭川市では、イベント会場のごみ集積場設置に必要な器材（テント、ごみ箱、バケツなど）の貸出しを行っています。クリーンなイベントの実施のためにぜひ御活用ください。

※器材の運搬、使用後の洗浄等は利用者自らで行ってください。
※企業のPR等、営利目的のイベントには貸出しできません。



【問合せ先・担当】

旭川市環境部クリーンセンターごみ相談係
電話 ３６－２２１３

● 分別に取り組むには ●

イベント準備では

- 開催するイベントからどのようなごみが出るか調べます。
- イベントごみの分別区分を決めます。
 - ・ 産業廃棄物を含め基本的な分別区分に従って区分します
- ごみの集積方法や集積場所を決めます。
 - ・ 集積場所をどこに設置するか、面積は充分か
 - ・ 集積場所での回収方法
 - ・ 分別ボックスを準備するか、誰が準備するか
 - ・ 個別集積場所から誰がどのように最終的な集積場所に運ぶか
- ごみ収集運搬業者と話し合い、分別区分毎の処理を委託します。
（協議する主な内容）
 - ・ ごみの分別区分と処分先
 - ・ 業者がごみを回収する場所
 - ・ ごみを回収する時間・回数
 - ・ 契約金額及び支払い方法
 - ・ その他必要な事項
- 分別区分を関係者に周知し、協力を呼びかけます。
- 分別区分を分かりやすく表示します。



イベント開催中は

- 来場者用のごみ箱を設置した場合、分別されているかどうか定期的にチェックし、分別区分と異なるごみが入っていた場合は取り除きます。
- 分別区分ごとのごみの処理やポイ捨ての禁止を場内放送等で定期的に呼びかけ、環境に配慮したイベントであることをアピールします。
- 集積場所（ごみ箱）に人が立ち会い、持ち込まれたごみが、分別区分に沿ったものになっているかどうかを持ち込んだ人と一緒に確認します。



イベント終了後は

- 会場にごみが散乱していないかどうか確認し、散乱している場合は集めて分別します。
- 集積所に運ばれる、出店の解体等に伴って出るごみが分別区分に沿っているかどうか確認します。

ひと工夫でごみ減量

- 🌱 ごみ箱は、レンタル物品の活用や、使い終わった段ボールを活用して使用後リサイクルする
- 🌱 イベントで使用する食器類を何度も使えるものにする
- 🌱 看板や資材などは既存のものやレンタル物品を活用し、再度使用できるようにする
- 🌱 来場者にごみの持ち帰りを呼びかける

最初から全てを行わなければならないと考えるのではなく、
できそうな所から一つずつ取り組んでみましょう。

廃棄物処分場の搬入規制を行っています

旭川市廃棄物処分場には「燃やせないごみ」以外搬入できません。

ごみは必ず分別の上、収集運搬業者に引き渡すか自ら処理施設に搬入してください。

【搬入規制詳細】 旭川市廃棄物処分場 59-4646

【イベントごみに関する問合せ先】
旭川市環境部廃棄物政策課 25-6324